

令和2年度 第1回 評議会の概要報告

開催日	令和2年7月20日(月) 14:00~15:50
開催場所	みなとみらいグランドセントラルタワー9階 神奈川支部内会議室
出席評議員	石崎委員、伊東委員、沢藤委員、中村(孝)委員、中村(文)委員、早坂委員、林委員、檜垣委員、丸山委員(五十音順)
議題	(1) 令和元年度決算報告について (2) 支部保険者機能強化予算について (3) その他
議事概要 (主な意見等)	<p>議題1. 令和元年度決算報告について</p> <p>事務局より議題1について説明</p> <p>【事業主代表 A】 準備金が積み上がっているが、保険料率を下げるためにこれを取り崩すことはできないのか。</p> <p>【事務局】 仕組みのうえでは可能だが、過去には約4か月分あった法定準備金が枯渇した例がある。コロナウイルスの影響が今後の決算にどう表れるかが不透明な現状から、慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>【議長】 コロナウイルスの感染拡大は医療費にそのような影響を与えているか。また、今後の決算にどのような影響を与えると考えるか。</p> <p>【事務局】 コロナウイルスの感染拡大により、加入企業の売上が減少し、被保険者の所得が減少することにより保険料収入は減少するのではないかと考える。一方で医療費については、平成31年4月と令和2年4月を比較すると、神奈川支部の1,000人当たりの受診件数は約25%減少するといった受療行動の変容が見られ、医療費は約15%減少している。 このように、収入、支出ともに大きな変動が想定されることから、今後の決算を見</p>

通すのは難しい。

【学識経験者 A】

相対的に見て、国民健康保険の加入者が減少し、協会けんぽの加入者が増加している要因は何か。

【事務局】

ここ数年の要因としては、日本年金機構による未加入事業所の適用勧奨や、健康保険および厚生年金の加入条件の緩和による適用の拡大が考えられる。また、昨年度の一時的な要因としては大規模の健康保険組合の解散があった。

【事業主代表 B】

加入者の増加傾向は今後も続くのか。

【事務局】

日本年金機構による適用勧奨は継続されると聞いているが、勧奨対象の事業所の規模が小さくなっているため、これまでのような増加傾向は続かないと考えている。

議題 2. 支部保険者機能強化予算について

事務局より議題 2 について説明

【議長】

未受診事業所への受診勧奨を健診機関に委託する事業は、勧奨の対象となる事業所のデータを渡すだけでも健診機関には十分なメリットがあると考えられる。さらに多額の委託費を支払う必要性はあるのか。

【事務局】

健診機関にとって、協会で実施する生活習慣病予防健診は他の保険者が実施する健診に比べて利益率が低いことが一般的であり、その受診勧奨は優先順位が低くなりがちである。そのため健診機関に活発な勧奨活動を促す目的で委託費および成果報酬を設定している。また、予算額は、神奈川支部における健診受診件数の目標を達成するために必要な件数を見込んでいたため規模が大きくなっている。

【事業主代表 A】

保険者としての感染症対策として、健康診断を受診した結果の中でコロナウイルス

感染の可能性が見られた場合、PCR 検査を実施するような仕組みが構築できないか。その結果、健診受診者数の増加に繋がるのではないか。

【事務局】

現在の健診の仕組みに盛り込むのは困難かもしれないが、ご意見は本部へ報告する。

なお、今年度に限って言えば、多くの健診機関でコロナウイルス対策として受診者数を絞るといった動きが見られるため、受診希望者全員が健診を受けられない可能性もある。

【被保険者代表 A】

コロナウイルスの感染を懸念し、健診受診を拒む労働者がいると聞いている。そのような状況を踏まえて、健診の受診促進の事業を見直すこともあるのか。

【事務局】

秋から冬にかけての受診勧奨事業については、コロナウイルスの影響なども踏まえ、必要に応じ計画を見直して実施していきたい。

【事業主代表 C】

柔整療養費の適正化を目的としたリーフレットの作成について、柔整療養費の誤った利用が見受けられるということであるが、どういった内容で作成するのか。

【事務局】

主に適正な受診を啓発する内容としている。具体的には、柔整療養費は急性の負傷等に利用できるが、慢性疾患と考えられる状態で利用している事例が見られること、またいわゆる部位転がしと考えられる療養費の請求が見られるため、その適正化を目的としている。

【事業主代表 B】

保険者機能強化予算とは、おおまかに言うとどのようなものか。

【事務局】

医療保険の運営者である保険者として、加入者や事業主に対するサービスを強化、充実させるための予算である。内訳としては、加入者の健康増進を目的とした保健事業予算のウエイトが大きい。

【事業主代表 B】

例えば工業団地のような民間団体や事業主による従業員の健診受診に取り組みや、実際に従業員が健診を受診した場合に、工業団地や事業主にインセンティブを付与することはできないか。

【事務局】

労働安全衛生法で定める従業員に対する事業者健診に関するご質問だと思うが、事業者健診の実施義務は事業主にある。事業者健診は協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診とは別の制度であり、協会けんぽがインセンティブを付与することは困難だと考える。

【事業主代表 B】

コロナウイルスの影響により加入者の受療行動が減少しているという状況であるが、従来の受療行動に過剰な部分があったと捉え、今の状態を維持していく取り組みを行うべきではないか。

【事務局】

医療費の適正化は必要であるが、加入者が真に必要な受診を控えることによって重症化することは避けなければならないと考える。

【事業主代表 B】

重症化の可能性がある者が受診を控えたケースがどれくらいあるかのデータは取らないのか。

【事務局】

受診件数等で比較することは可能であるが、ご質問のようなデータを抽出することは困難だと考える。

【学識経験者 B】

今のご質問については、神奈川支部単独ではなく全国規模で考えていくべき問題である。

【学識経験者 B】

ジェネリック医薬品の軽減額通知に示されている軽減額は、個人負担の軽減額か。

【事務局】

加入者の自己負担の軽減額を表している。

【学識経験者 B】

ジェネリック医薬品の使用促進には薬局からの声掛けが有効であると考えられるが、薬局への働きかけは実施しないのか。

【事務局】

多くの調剤薬局でジェネリック医薬品の使用促進のための声掛けを行っている。神奈川支部では医療機関とあわせて調剤薬局を訪問し、協力の依頼を行っている。

【学識経験者 B】

神奈川支部が 2 月に実施したジェネリック医薬品の使用促進の広報は「安心、安全」を訴えることを軸にしているが、軸とすべきは「自己負担額の軽減」ではないか。

【事務局】

ジェネリック医薬品が安いことの周知は進んでいる。各種のアンケート結果によると、ジェネリック医薬品を使用しない理由として、「安全性に不安がある」との回答が多いことから、2月の広報は「安心・安全」を軸にした。

【学識経験者 B】

高齢者は自己負担額が安くなると分かっているにもかかわらず使用しない傾向があるのか。

【事務局】

高齢者は負担割合が低く、ジェネリック医薬品に切り替えても自己負担の大きな軽減に繋がらないために、自己負担額が安くなることを訴えても効果に限界がある。

調剤薬局を訪問した際に聞くところによると、ジェネリック医薬品を勧めても、ジェネリック医薬品に不信感を持っているために拒否する層が少なからず存在することである。そのため、神奈川支部の広報では「安心、安全」を周知することに力を入れている。

【議長】

医療機関や調剤薬局で実施したヒアリングの結果について、評議会で報告する予定はあるか。

【事務局】

医療機関・調剤薬局訪問は 9 月まで実施していく予定である。実施結果は、評議会で報告したいと考えている。

【議長】

薬局等から繰り返し細やかな声掛けを繰り返すなどの働きかけが使用促進に繋がるのではないか。

【学識経験者 B】

医療機関・薬局から患者へ勧めることがジェネリック医薬品の選択に繋がると考えられるため、医療機関・薬局への働きかけを強化願いたい。

【事業主代表 A】

ジェネリック医薬品の使用割合に地域差が生じているが、これにはどのような要因があるのか。医師や薬剤師によるものであるのか。

【事務局】

医療機関を訪問した際に聴取した結果によれば、医師や薬剤師の考えで使用していないケースもあるとのことである。

その他、薬効によっては医師が切り替えに慎重になる分野が存在するようである。

【事業主代表 A】

年齢層によって使用割合に差があるが、若年層の使用割合が低い要因は何か。

【事務局】

要因の一つとして、若年層は医療費の自己負担がないことが挙げられる。使用する医薬品は親が選択していると考えられるため、親世代に向けた啓発を行っている。

【事業主代表 A】

価格が安いということ以外のジェネリック医薬品のメリットを、引き続き啓発していく必要があると考える。

【議長】

小児科の医師へのヒアリングなども有効ではないか。

【事務局】

ジェネリック医薬品の使用促進については引き続きポイントを絞った広報を行っていく。また、医療機関や調剤薬局への訪問により、課題の把握に努めたい。

議題 3. その他

事務局より議題 3 について説明

【事業主代表 A】

昨年度の KPI について、返納金債権の回収率の目標（59.49%）が達成できなかったのは何故か。

【事務局】

様々な施策を実施したが、例えば遡及喪失によって発生する高額な債権の回収が順調ではなかったことから、結果的に目標に届かなかった。

【事業主代表 A】

未回収債権はどのくらいあるのか。

【事務局】

件数では約 1 万件、金額では 1 億円程度が未回収となっている。

【事業主代表 A】

債権回収の強化はどのように行っているのか。

【事務局】

毎月、対策会議を開催し、対応策を検討のうえ実行に移しているが、これといった決め手はない。引き続き地道な努力を積み重ねていきたい。

【事業主代表 C】

返納金債権の時効は何年か。

【事務局】

10 年である。

【事業主代表 C】

差押等の法的手続きは行わないのか。

【事務局】

昨年度に実施した支払督促件数は、47 支部中トップクラスの実績であった。

【事業主代表 C】

それであれば回収実績も上がるのではないかと。

【事務局】

最終的に財産差押に繋がる件数が少ないため、回収実績の大幅な向上には結び付いていない。

【学識経験者 B】

官公庁の差押と異なり、協会けんぽの差押は裁判所を通じて行う必要があるため、1件あたりに時間とコストがかかる。1件あたりの債権額は小さいものが多く、実績に結び付きにくい。時間やコストを勘案すると内容証明郵便の送付などで回収に繋がっていくのが現実的ではないかと。

【事業主代表 A】

協会けんぽがサービス（債権回収会社）を利用することは可能かと。

【事務局】

現行のサービス法では、サービスが取り扱うことができる債権は、金融機関等が保有する貸付債権等に限定されているため、協会けんぽが保有する債権をサービスが取り扱うことはできないと理解している。

特記事項

- | |
|---------------------|
| ・傍聴者 なし
・次回開催 未定 |
|---------------------|